

審 第 2 4 1 5 号

答 申 第 5 1 2 号

平成 3 1 年 3 月 5 日

千葉県病院局長

矢島 鉄也 様

千葉県情報公開審査会

委員長 庄司 久雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成 2 8 年 1 0 月 6 日付けこ病第 9 9 4 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第 6 9 8 号

平成 2 8 年 8 月 2 8 日付けで審査請求人から提起された、平成 2 8 年 8 月 3 日付けこ病第 6 9 8 号及びこ病第 6 9 9 号で行った行政文書開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成28年7月6日付け及び同月11日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し行政文書開示請求（以下同月6日付け請求を「本件請求1」及び同月11日付け請求を「本件請求2」といい、本件請求1及び同2を併せて「本件各請求」という。）を行った。

2 請求内容

(1) 本件請求1に係る請求内容

「千葉県子ども病院における参議院議員選挙に関する情報一切。全ての年度で。たとえば、起案、議事録・会議報告書、プレスリリース、患者さんやその家族からの文書、患者さんやその家族からのへの文書、選挙管理委員会への文書、選挙管理委員会からの文書、選挙関係の職員の選定、礼金の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、食糧費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書および国家公務員法等でそれらに相当する文書、贈与等報告書、アンケート、チラシ広告およびインターネット上の告知の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、電話またはその他でのメモ、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、投票数、期日前投票数、帰宅して投票する人数、職員側の投票数、その他の投票、投票率、選挙運動、選挙ポスター、投票運動、上記の添付文書、上記の関連文書。上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して特定ください。

請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であ

れ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外については、全てその通知が必要です。また、事案の移送もお願いいたします。」

## (2) 本件請求2に係る請求内容

「千葉県精神科医療センター及び千葉県こども病院における参議院議員選挙に関する情報一切。ただし、平成28年度に限る。たとえば、起案、議事録・会議報告書、プレスリリース、患者さんやその家族からの文書、患者さんやその家族からのへの文書、選挙管理委員会への文書、選挙管理委員会からの文書、選挙関係の職員の選定、礼金の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、食糧費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書および国家公務員法等でそれらに相当する文書、贈与等報告書、アンケート、チラシ広告およびインターネット上の告知の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、電話またはその他のメモ、配布資料、レジюме、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、投票数、期日前投票数、帰宅して投票する人数、職員側の投票数、その他の投票、投票率、選挙運動、選挙ポスター、投票運動、選挙結果に関する文書、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して特定ください。

請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外については、全てその通知が必要です。また、事案の移送もお願いいたします。」

## 3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求1に係る対象文書として、平成25年7月4日付け病経管第480号「参議院議員通常選挙における職員の服務規律の確保について（通知）」（以下「本件対象文書1」という。）、同月5日付け病経管第469号「参議院議員通常選挙投票日当日における職員に対する便宜供与について」（以下「本件対象文書2」という。）、平成28年6月10日付け病経管第492号「参議院議員通常選挙における職

員の服務規律の確保について（通知）」（以下「本件対象文書3」という。）及び同月22日付け病経管第566号「参議院議員通常選挙投票日当日における職員に対する便宜供与について」（以下「本件対象文書4」という。）を特定した。

また、実施機関は、本件請求2に係る対象文書として、本件対象文書3と同一の行政文書（以下「本件対象文書5」という。）及び本件対象文書4と同一の行政文書（以下「本件対象文書6」といい、本件対象文書1から同6までを併せて「本件各対象文書」という。）を特定した。

#### 4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求1に対し、平成28年8月3日付けこ病第698号による行政文書開示決定（以下「本件決定1」という。）を、本件請求2に対し、同日付けこ病第699号による行政文書開示決定（以下「本件決定2」といい、本件決定1と同2を併せて「本件各決定」という。）を行った。

#### 5 審査請求

審査請求人は、本件各決定を不服とし、平成28年8月28日付けで審査請求を行った。

### 第3 審査請求の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件各決定を取り消して、更に請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、患者の氏名や患者の連絡先等を除いて全部を開示するとの決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

#### 3 反論書の要旨

##### (1) 文書の特定についての審査請求を受けた後の対応について

審査請求後に再度の探索をしたとのことであるが、いつ誰がどこをどのように探索したのかが何ら明らかではなく、現状では、実際には再探索をしていないにもかかわらず探索したとの弁明をすることができることになっている。千葉県こども病院（以下「こども病院」という。）は、過去に違法経理問題で莫大な使途

不明金・違法な支出等を行った病院であって、一切、探索の証拠が提出されていないところ、本当は再探索をしていないおそれが払拭できない。過去に千葉県は、本件担当課や行政不服審査担当課も含め全部局が千葉県民を騙してきたのであるから、審査会には、毅然とした判断を求める。

(2) 不存在の理由附記の不備について

実施機関は、対象文書とした特定されなかった文書が、解釈的不存在なのか、物理的不存在なのか、適用除外なのか、また、作成・取得したが廃棄したために不存在なのか、廃棄したとすればいつに保存期間を満了したため廃棄したのか、誤廃棄したのか、そもそも作成・取得していなかったのか、等を説明する責任がある（最一小判平成4年12月10日民集46巻8号2658頁等）。

それにもかかわらず、本件担当課は、いかなる理由で、本件で特定された分以外の文書が不存在であることを説明していない。

したがって、説明すべきである。

(3) 反論書の提出期限について

弁明書副本の送付書（審査請求人用）の作成日が、平成28年9月20日であり、同送付書及び弁明書の発送日が翌21日であり、審査請求人の手元に届いた日付が同月23日であるにもかかわらず、本件担当課が反論書の提出期限を同年10月21日とし、さらに必着としたことは、公平の観念に反する。今後はこのようなことがないように、審査会には、附言を頂きたい。

(4) 反論書の宛名について

本件担当課から、「弁明書副本の送付等について（送付）」に付箋が貼られて、実施機関を反論書の宛名として記載するよう審査請求人に求めた。しかしながら、本反論書は、第一義的には、審査庁に宛てたものではなく、行政不服審査会に宛てたものであるから、「千葉県情報公開審査会 御中」と記載した。さらに、審査請求人は、改正行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行後に他の自治体でも審査請求をしているが、反論書を行政不服審査会ではなく審査庁に宛てるよう求めてきたのは千葉県のみであり、提出先を行政不服審査会の事務局ではなく審査庁にしているのも千葉県のみである。前年度までは行政不服審査会を宛名にしていたのみならず、送付先も千葉県情報公開・個人情報センターであったにもかかわらず、

改正行政不服審査法の施行後は、審査庁を宛名とさせるのみならず、反論書の提出先も各担当課に変更したことは、第三者性を強めるという改正行政不服審査法の趣旨をも没却する行政作用であると言わなければならない。したがって、今後は、従前のおおり、宛名は千葉県情報公開審査会に戻し、提出先は千葉県情報公開・個人情報センターに戻すべきである。

#### 第4 実施機関の弁明要旨

##### 1 本件決定の内容

###### (1) 審査請求に係る処分

本件審査請求に係る処分は、本件各決定である。

###### (2) 対象行政文書の特定及び内容について

実施機関は、審査請求人による本件各請求を受け、本件各対象文書を特定し、本件各決定を行った。

本件対象文書1は、実施機関から経営管理課長及び各病院長に対し、平成25年7月21日の参議院議員通常選挙における職員の服務規律の確保への格段の配意を依頼する通知である。本文と別紙から構成されており、別紙には、地方公務員法(昭和25年法律第261号)等により制限される事項及び公職選挙法(昭和25年法律第100号)により禁止される事項を列記し、本文において、これらを遵守するとともに所属職員にこの旨を周知徹底するよう記している。

本件対象文書2は、実施機関から経営管理課長及び各病院長に対し、平成25年7月21日の参議院議員通常選挙投票日当日における職員の投票にかかる便宜を図るよう依頼する文書である。本文のみで構成されており、投票の便宜を図るべき事例を列記し、当該事項に留意の上、取り計らうよう記している。

本件対象文書3及び同5は、実施機関から経営管理課長及び各病院長に対し、平成28年7月10日の参議院議員通常選挙における職員の服務規律の確保への格段の配意を依頼する通知である。その構成及び内容は、本件対象文書1と同様である。

本件対象文書4及び同6は、実施機関から経営管理課長及び各病院長に対し、平成28年7月10日の参議院議員通常選挙投票日当日における職員の投票にかかる

便宜を図るよう依頼する文書である。その構成及び内容は、本件対象文書2と同様である。

## 2 開示の理由

こども病院には特定した本件各対象文書以外には対象行政文書が存在せず、特定した本件各対象文書には不開示情報は含まれていないため、開示としたものである。

## 3 弁明の理由

審査請求人は、文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である旨主張する。

しかしながら、こども病院には特定した行政文書以外には対象行政文書が存在しなかったため、本件各決定を行ったものであり、審査請求を受けて再度探索をしたが本件各対象文書以外の行政文書は存在していないものである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件各対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

### 1 対象文書の特定について

審査請求人は、審査請求書において、文書の探索が不十分であると主張し、反論書において、対象文書として特定されなかった文書が、解釈的不存在なのか、物理的不存在なのか等を説明する責任があると主張している。

そこで、当審査会において確認したところ、次のとおりであった。

- (1) 公職選挙法第49条及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第50条第4項の規定により、都道府県選挙管理委員会が指定する病院に入院中の者は、不在者投票管理者である病院長の管理のもとにその病院内においても投票することができるが、こども病院は、千葉県選挙管理委員会が指定する病院には含まれていない。

そうすると、実施機関が参議院議員通常選挙における不在者投票に関連して、何らかの文書を作成又は取得しているとは考え難い。

- (2) 千葉県病院局行政文書の管理に関する規程（平成16年千葉県病院局管理規程第11号）第13条の規定により、保存期間が満了した簿冊等は、文書管理責任者が

廃棄し、千葉県病院局行政文書規程（平成16年千葉県病院局管理規程第26号）第41条第2項の規定により、簿冊等を廃棄したときは、文書主任は、当該簿冊等を廃棄した旨の記録（以下「廃棄目録」という。）を行う。

この点、実施機関は、選挙に係る行政文書の保存期間を3年と設定しており、平成24年度以前の参議院議員通常選挙に係る行政文書が綴られた簿冊は、保存期間満了のため廃棄されたと考えられる。

しかしながら、実施機関は上記簿冊に係る廃棄目録を作成しておらず、この点において実施機関の事務処理には問題があるが、当審査会が事務局職員をしてこども病院の書庫等を探索させたところ、上記簿冊の存在は確認できなかったことから、本件各対象文書以外の行政文書は存在しないとの実施機関の説明は結果として是認せざるを得ない。

## 2 結論

よって、実施機関の本件各決定は、妥当である。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年10月 6日	諮問書及び反論書の写しの受理
平成30年 9月26日	審議
平成30年10月31日	審議



(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏名	職業等	備考
莊司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	

(五十音順)